

報道機関各位

## 口蹄疫のまん延を防止するための家畜の移入禁止措置の解除等について

宮崎県の口蹄疫発生に係る家畜の移動制限・搬出制限が、本日、全て解除されました。

これに合わせ、本日（7月27日）付けで、宮崎県及び隣接する熊本県、大分県、鹿児島県から本県への移入禁止措置を、別添告示のとおり、全て解除するとともに、県内の空港における靴底消毒についても、本日をもって終了しますのでお知らせします。

（参考）県内への口蹄疫の侵入を防止するため、

○家畜伝染病予防法第32条及び山形県家畜伝染病まん延防止規則第4条の規定に基づく平成22年5月県告示第497号により、移入を禁止する家畜、県外の区域及び期間を以下のとおり指定。

- 1 指定する家畜  
牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし
- 2 指定する県外の区域  
宮崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
- 3 禁止期間  
平成22年5月27日から当分の間

○平成22年6月8日より、山形空港及び庄内空港の搭乗出入り口等へ消毒マットを設置して、靴底消毒を実施。

○口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。

○感染動物の肉や乳が市場に出回ることはありません。仮に感染動物の肉を食べたり、牛乳を飲んだりしても人体に影響はありません。

以上

お問い合わせ先

○移入禁止措置解除に関すること

山形県農林水産部畜産課

担 当：課長：有川 課長補佐：池田

Tel：023-630-2474 630-3350

報道監 農林水産部次長 若松正俊

Tel：023-630-2411

○空港における靴底消毒終了に関すること

生活環境部危機管理課

担 当：課長補佐：布宮 課長補佐：新野

Tel：023-630-2550

報道監 生活環境部次長 大泉享子



# 山形県公報

平成22年7月27日(火)

号 外 (36)

## 目 次

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜及び区域の指定の解除……………(畜産課)…1

## 告 示

### 山形県告示第652号

平成22年5月県告示第497号(家畜伝染病のまん延を防止するための家畜及び区域の指定)は、廃止する。

平成22年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 参考

#### 【家畜伝染病予防法】(昭和26年法律第166号)

(家畜等の移動の制限)

第32条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

#### 【山形県家畜伝染病まん延防止規則】

(昭和40年11月県規則84号)

(家畜等の移動等の禁止)

第4条 知事が指定する家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品を知事が指定する県外の区域から移入してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。